

平成 26 年 10 月 30 日

改正景品表示法に係る指針等の説明会（事業者等向け）の開催について

1. はじめに

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）により改正された不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「改正景品表示法」といいます。）が平成 26 年 12 月 1 日から施行されます。

改正景品表示法第 7 条第 1 項の規定に基づき、事業者は不当な景品類の提供及び表示を防止するために必要な措置を講じることが義務付けられ、同条第 2 項の規定に基づき、内閣総理大臣は事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるとされています。

上記の指針については、現在、成案策定に向けた作業を進めているところですが、この度、事業者及び事業者団体の方を対象に、指針の内容を中心とした改正景品表示法に係る説明会を以下のとおり開催することとなりました。参加を御希望される皆様におかれましては、下記の要領に従ってお申し込みください。

2. 日時及び開催場所

別表のとおり

3. 申込方法

各会場とも **開催日の 2 営業日前の正午まで** に以下の申込フォーム（外部サイト）よりお申し込みください（各会場の具体的な締切は下記リンク先を御覧ください）。

登録フォーム URL : <http://main-container.jp/premium-notation/>

- 必要事項を記載の上、参加を御希望される会場を選択してください。
- 多数の参加者が予想されますので、各事業者・各団体 **2 名までの申込み** とさせていただきます。
- 申込は **先着順** となっており、定員に達し次第締め切らせていただきます。

4. 留意事項

- 参加費は無料です。
- 会場までの交通費は自己負担となります。
- 消費者庁職員及び事務局（本説明会は(株)コンベックスに事務局業務を委託しています。）の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 会場での飲食は御遠慮ください。
- 説明会中は携帯電話等の電源は必ずお切りください。
- 録音、録画、写真撮影その他これに類する行為は固くお断りいたします。
- その他、消費者庁職員及び事務局の指示に従ってください。

(担当) 消費者庁表示対策課 後藤（大）、関口 TEL：03-3507-8800（内線 2462、2379）
--

(別表) 日時及び開催場所

都市名	日時	会場	定員
東京都	平成 26 年 11 月 17 日 (月) ①10:00~12:00 ②14:00~16:00	東京都渋谷区神宮前 5-53-67 東京ウィメンズプラザ「ホール」	各回 200 名
	平成 26 年 12 月 16 日 (火) ①10:00~12:00 ②14:00~16:00		
愛知県	平成 26 年 11 月 21 日 (金) 14:00~16:00	名古屋市中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所「会議室 ABC」	各回 100 名
	平成 26 年 12 月 8 日 (月) 14:00~16:00	名古屋市中村区名駅 3-15-9 安保ホール「301 号会議室」	
大阪府	平成 26 年 11 月 25 日 (火) 14:00~16:00	大阪府中央区本町橋 2 番 8 号 大阪商工会議所「1 号会議室」	各回 200 名
	平成 26 年 12 月 10 日 (水) 14:00~16:00		
宮城県	平成 26 年 12 月 1 日 (月) 14:00~16:00	仙台市青葉区本町 2-16-12 仙台商工会議所「大会議室」	100 名
広島県	平成 26 年 12 月 4 日 (木) 14:00~16:00	広島市中区八丁堀 7-11 広島 YMCA 国際文化センター 2 号館「大会議室」	100 名
北海道	平成 26 年 12 月 12 日 (金) 14:00~16:00	札幌市中央区北 4 条西 4 丁目 1 番地 札幌国際ビル 8 階 札幌国際ビル貸し会議室 「国際ホール」	100 名
香川県	平成 26 年 12 月 17 日 (水) 14:00~16:00	高松市寿町 2-4-20 高松センタービル 2 階 高松センタービル TCB ホール 「会議室」	100 名
福岡県	平成 26 年 12 月 19 日 (金) 14:00~16:00	福岡市中央区天神 4-8-10 都久志会館「401・402・403」	100 名